

2023年2月9日

アウトライン

クラブ回覧 17/22 は、石油製品をプライス・キャップ制度に導入するため、アップデートされました。

メンバー各位、

ロシア産原油等の上限価格措置(プライスカップ制度)

-石油製品に係るアップデート

2023年2月5日、ロシアが石油の輸出から得る収入を抑制することを目的としたプライス・キャップ制度は、当初の予定通り、CNコード2710に該当するロシア原産の石油製品に係るプライス・キャップが設定されました。

下記の通り2つの上限価格が設定されました。

- 原油に対して割引価格で取引される石油製品は、1バレルあたり45米ドル
- 原油に対してプレミアムが付される石油製品については、1バレルあたり100米ドル

CNコード2710に該当する様々な製品が、上記のどちらに分類されるかについては、EU規則No 833/2014の附属書XXVIIIに記載されていますが、最近発行されたEUガイダンスにも記載されています。

プライス・キャップ制度に基づき、ロシア産石油製品については、貨物の積載より目的地の港で通関するまでの間、その価格が1バレルあたり上限価格以下であれば、国際グループ(IG)P&Iクラブは、同志国に加盟していない国へのロシア産石油製品の輸送についてP&Iカバーを提供できることになりました。

施行日である2月5日時点で、ロシア産石油製品を積載している船舶は、貨物が関連の上限価格を上回る価格で販売されていたとしても、2023年4月1日までに航海が完了し貨物が荷揚げされた場合は、引き続き合法的に航海を行うことができます。

2月5日以降にロシア産の石油製品貨物を輸送する予定の船主または用船者は、保険期間中は、積載する期間に上限価格を超える価格で販売されたロシアの石油製品貨物を輸送しないという宣誓書(Attestation)をP&Iクラブに提出する必要があります。各クラブが要求する宣誓書は、本クラブ回覧の附属書IIに記載されており、保険年度の開始時に毎年クラブに提供する必要があります。

さらに、2023年2月5日以前に開始し、同年4月1日までに完了する予定のロシア産石油製品の運送を含む取引に現在従事している船主および用船者は、別の宣誓書を作成していただく必要があります。各クラブが要求する宣誓書は、本クラブ回覧の附属書Iにあります。

今回、ロシアの石油製品に適用されたプライス・キャップ制度を考慮した、本クラブ回覧17/22への主な変更箇所は、以下のPDFに赤字の斜体で示していますので、ご参照ください。

2023年2月9日

要旨

- EU、G7、オーストラリア（「プライスキャップ同志国」）は、2022年12月5日発効の法規およびガイドンスを導入しました。（プライスキャップ制度）これは世界市場へのロシア産原油の供給を維持しつつ、ロシアが原油等の輸出から得る収益を削減することを目的としています。
- これにより、国際P&Iグループ（IG）加盟の各クラブは、プライスキャップ制度の下で、ロシア産原油のプライスキャップ同志国以外の国への輸送に対するP&Iカバーを提供できることとなりました。ただし、これは船積みから仕向港での通関まで、ロシア産原油貨物の価格が1バレルあたり60米ドル（「プライスキャップ」）以下である場合に限りです。
- ロシア産石油製品については、2023年2月5日に別途プライスキャップが導入される予定です。
- 12月5日の発行日の時点で、すでにロシア産原油を積載していた船舶は、2023年1月19日までに航海を終えて貨物を荷揚げするのであれば、たとえ貨物がプライスキャップを超える価格で販売されていたとしても、航海を合法的に継続することができます。
- 各クラブ、船主、用船者は、所有、用船、保険を提供する船舶に積載されたロシア産原油等貨物の価格を確認することが求められることになりました。このチェックは、当該期間において価格がプライスキャップを超えないことを示す、契約相手方が提供する契約上の宣誓書（attestation）の形で行われます。
- 12月5日以降、ロシア産原油貨物を輸送しようとする船主または用船者は、保険期間中、本船に積載されて期間にプライスキャップを超える価格で販売されたロシア産原油貨物を輸送しないという宣誓書をP&Iクラブに提出する必要があります。クラブが求めている宣誓書の様式は、本回覧の別紙Ⅱをご参照ください。
- また、2022年12月5日以前に開始され、2023年1月19日までに完了するロシア産原油の輸送に関わる取引に従事している船主・用船者は、別途宣誓書を提出していただく必要があります。クラブの求める宣誓書の様式は、本回覧の別紙Ⅰをご参照ください。
- 2022年12月5日以降に船積みされるロシア産原油と2023年2月5日以降に船積みされる石油製品の輸送に対するクラブの保険カバーについては、メンバーの皆様へ適切な宣誓書の提供をしていただくなど、プライスキャップ制度の要件を完全に遵守していただくことが条件となります。クラブは、輸送される貨物がプライスキャップの上限を超えた価格で購入されたか疑うに足る合理的な根拠がある場合には、保険てん補を停止することが求められています。

2023年2月9日

はじめに

2014年のロシアによるクリミア併合以来、対ロシア経済制裁が実施されてきました。

現在の危機に先立つ数か月間、EU や G7 およびその他の国々は、ロシアが侵略を行った場合、これまでにない制裁を実施することを警告していました。2022年2月24日の侵攻後、EU、英国、米国およびその他の同志国は、ロシアの金融、航空、海運業界および防衛、航空宇宙・エネルギーなどの経済戦略部門、そしてロシアのウクライナ侵攻を手助けする個人を標的とする、重要な協調制裁プログラムで対応しました。これらの制裁プログラムは、継続的な見直しの対象とされ、ロシア軍が国際的に認められたウクライナの領土内に留まっている限り、このまま継続されることが予想されます。これらの措置が海運と P&I 保険に与える影響については、これまでに発行された IG クラブ回覧 03/22, 07/22, 09/22, 11/22 & 13/22 をご参照ください。

ロシア産原油及び石油製品のプライスカップ制度

ロシアは世界第3位の原油輸出国であり、その経済はこれらの輸出から得られる収益から大きな利益を得ています。そのような収入は、ロシアのウクライナでの戦争の資金源となっているため、EU と G7 は、石油販売によるロシアの収入を減少させる制裁の導入を集中して検討してまいりました。

こうした努力により、2022年9月2日にドイツのエルマウで開催された G7 と EU の会議において、G7 の財務大臣は、ロシアの石油貨物がある設定価格を超えて販売された場合に、ロシア産石油の海上輸送サービスを禁止するプライスカップ制度について合意しました。このプライスカップの目的は3つあります。

1. ロシア産石油の世界市場への供給を維持すること。
2. 世界の石油価格の上昇圧力を抑制すること。
3. 原油および石油/石油製品の輸出によるロシアの収益を減少させること。

プライスカップ制度では、EU、G7 およびオーストラリアなど同志国の管轄下にある者は、プライスカップ価格以下で販売されていない限り、ロシア産原油および石油製品の輸送、あるいは輸送を可能にする (P&I 保険を含む) サービスの提供は禁止されることになりました。EU、G7、またはその他同志国の管轄区域に拠点を置くサービス提供者により提供されるサービスの禁止は、EU、G7 同志国の一部ではない第三国からの、または第三国への輸送にまで及び、その範囲において特別な効果があります。プライスカップ制度は、原油貨物 (CN2709-00) (以下「原油」という) に関しては 2022 年 12 月 5 日に、石油・石油製品 (CN2710) (以下、「石油製品」という) に関しては 2023 年 2 月 5 日より開始されます。

2022 年 12 月 2 日、EU/G7 同志国は、2022 年 12 月 5 日以降のロシア原油の上限価格を、まず 1 バレルあたり 60 米ドルに設定すると発表しました。

2023 年 2 月 4 日、EU/G7 同志国は、2023 年 2 月 5 日以降、ロシア産石油製品の上限価格を、当初、原油に対し割引価格で取引される石油製品については、1 バレルあたり 45 米ドル、原油に対しプレミアムを付して取引される石油製品については 1 バレルあたり 100 米ドルに設定すると発表しました。

プライスカップ制度を有効にする法律およびガイダンスが、最近、EU、英国、および米国により発行されました。本回覧では、この制度が船主、用船者、および国際 P&I グループやその再保険者によるそのような取引への保険カバーに与える影響についてご説明しています。

2023年2月9日

米国

P&Iクラブ、再保険会社、銀行を含む多くのサービス提供者は、米国領土内にあるか、米国の対象となる金融取引や契約があるため、米国の法律が関連しています。

2022年11月21日、米国財務省は大統領令14071に従い、ロシア産原油の海上輸送に関する以下のカテゴリーのサービスを禁止する**決定書**を発行しました。(i) 貿易/商品仲介、(ii) 融資、(iii) 海運、(iv) 再保険とP&Iを含む保険、(v) 旗国、(vi) 通関。これらのサービスの提供の禁止は、2022年12月5日に発効します。

https://home.treasury.gov/system/files/126/20221205_Price_cap_determination.pdf

2023年2月3日、米国財務省は、2月5日発効の大統領令14071 セクション1(a)(ii)に従い、ロシア連邦原産石油製品の海上輸送に関連する特定サービスを禁止する決定を公布しました。同日、財務省は、「ロシア連邦原産の原油および石油製品の上限価格政策の実施に関する OFAC ガイダンス」と題する文書も発行しました: https://home.treasury.gov/system/files/126/price_cap_guidance_combined_20230203.pdf

*同日、財務省および OFAC は、「船舶の緊急事態に関連する特定サービスを許可する一般ライセンス No. 57A」も発行しました。
https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl57a.pdf*

プライスカップ制度に係る輸送を検討されているメンバーの皆様は、これらの文書をご参照いただくようお願いいたします。

米国プライスカップ制度の下では、米国人がロシア産原油 **および石油製品** を EU/G7 等同志国以外の国へ輸送し、サービスを提供することは、ロシア法人が海上輸送のために原油 **および石油製品** を販売した時点からロシア連邦以外の管轄区域で通関後最初の陸上販売までの間、原油の価格がプライスカップ価格以下であれば合法となります。**ただし、ロシア産原油あるいは石油製品が、通関後にロシア以外の船主に、実質的に変更されることなく(海上輸送により)海上に戻された場合には、当該上限価格は引き続き適用されます。**

船主およびサービス提供者は、この期間の原油 **あるいは石油製品** の価格を確認するために、一定の措置を講じる必要があります。その内容は、売買契約の当事者との関係性によって異なり、価格情報を入手できる者はより厳しい義務を負うこととなります。このため、EU/G7 同志国は、石油輸送に携わる関係者を3つの「Tier」のいずれかに分類しています。Tier 1 に該当する者は、Tier 2 や Tier 3 の該当者よりも広範なチェックが要求されます。Tier 3 該当者は、貨物の価格に関する情報に直接アクセスできない者で、P&I クラブや船主を含みます。用船者も Tier 3 とみなされることはできますが、売買契約への関係性や認識の程度によって、Tier 2 あるいは Tier 1 該当者となる可能性もあり得ます。

プライスカップ制度に関与する当事者は、貨物に支払われた価格がプライスカップを遵守しているという契約相手から取得した書面または証拠(宣誓書: Attestation)を含む取引の記録を保管する義務があります。この記録は、その後5年間保管しなければなりません。

上記の OFAC ガイダンスは、適用される記録保持及び証明プロセスを誠実に遵守する米国のサービス提供者に対し、OFAC の取締りからのいわゆる「セーフハーバー」(一定の要件を満たしている限り、法令違反とならない取り扱い)について記載していません。

米国人は、EO 14701 の決定に違反する取引や規定を回避しようとする取引をしてはならず、そのような活動については OFAC に報告をしなければなりません。

2023年2月9日

英国

P&Iクラブを含む多くの海事関連サービス提供者は、英国領土内にあるか、英国法の適用を受ける金融取引や契約を有しているため、英国の法律は関連性があります。

2022年11月1日、英国政府はロシア(制裁)(EU離脱)(修正第16号)規則2022を発表し、2022年6月4日に発表されたEU第6次制裁パッケージと英国の法律との整合を行いました。修正第16号により、以下の提供が禁止されました。

- ロシア産原油および石油製品の第三国への海上輸送、および
- そのような輸送に伴う海事関連および金融サービス。

2022年12月4日、英国財務省は「英国海事サービスの禁止と石油プライスカップ・ガイダンス」と題する文書を公表しました。

この文書は、石油製品の上限価格の導入に伴い更新されました。 [Russian Oil Services ban GOV.UK](https://www.gov.uk/government/publications/russian-oil-services-ban)

同日、英国はまた、プライスカップ制度を施行するための General Licence を発表しました。

<https://www.gov.uk/government/publications/russian-oil-services-ban>. *このライセンスは、石油製品のプライスカップ制度が導入されたため2023年2月3日に改定されました。* また2022年12月4日付で、プライスカップ制度の開始時に既にロシア産原油を積載している船舶に対する経過措置に関する General Licence – Wind down (段階的縮小期間)を発表しました。 *石油製品に関する追加の Wind down General Licence は2023年2月3日に発表しました。*

英国のプライスカップ制度は、米国の制度をほぼ反映していますが、いくつかの重要な相違点があります。General Licence の適用範囲内に入るためには、「船上での貨物を受領した時から、貨物が引き渡され、第三国の税関を通過する時点、または非特惠原産地規則に沿って実質的に異なる商品に変換される時点までの間」関連貨物の価格をプライスカップ価格以下に維持しなければなりません。 *米国のガイダンスでの立場と同様に、英国のガイダンスは、「...石油または石油製品が第三国の税関を通過してから再び通過する場合」と規定しています。実質的なプロセスなく海上輸送による取引が行われる場合、価格上限は引き続き適用されます。」*

米国ガイダンスと同様、英国はプライスカップ制度に係る当事者に対し、貨物がプライスカップに適合しているという証拠を入手することを求めており、この点に関する当事者の義務の程度は、売買契約との関係性によって異なります。Tier 構造が採用され、各 Tier の説明は米国とほぼ同様となっています。また、制度に参加する企業はプライスカップ制度の取引記録を4年間保存することが義務付けられています。

米国ガイダンスにある「セーフハーバー」の概念の記述は、英国ガイダンスにはありませんが、その代わりに、英国の管轄下にある当事者(居住地に関係なく英国人を含む)は、プライスカップ制度が遵守されていない場合、強制措置を回避するためには、「...証明プロセスの要件を...タイムリーに、OFSI が満足するように完全に満たし、適切なデューデリジェンスを実施したこと...」を OFSI に証明する必要があります。

現在、英国企業または市民が、ロシア産原油または石油製品をロシアから第三国へ、または第三国から別の第三国へ船舶で輸送している世界中の者に対して金融サービス、資金、仲介サービスを提供することは、原油または石油製品が制度開始日(原油に関しては2022年12月5日、石油製品に関しては2023年2月5日)後に価格上限を超えて購入されていた場合、犯罪行為とされています。OFSI が取ることのできる強制措置の範囲には、厳格な責任に基づき課される民事罰も含まれ、その額は価格上限制度の違反額の50%に及ぶこともあります。

2023年2月9日

英国では、プライスカップ制度に参加する当事者に重大な報告義務も導入されています。例えば、英国のサービス提供者は、プライスカップ制度の禁止事項に違反した場合、OFSIに報告し、「英国の制裁措置に違反した疑いがある場合、合理的に実行可能な限り速やかにそのサービスを停止しなければならない」ことが義務付けられています。

欧州連合

英国同様、EUは金融や技術的な海事関連サービス産業の多くを擁しています。

2022年6月4日に発表されたEUの第6次制裁パッケージとEU規則833/2014に含まれる内容は、ロシア産石油を第三国へ運ぶ船舶に対するサービス提供を、原油に関しては2022年12月5日以降、石油製品に関しては2023年2月5日以降、禁止するというものでした。この規則833/2014と、ともに発表されたFAQ(よくある質問)は、9月にEU/G7同志国が発表したプライスカップ制度の基礎となるものとなりました。

2022年10月6日、EUは第8次制裁パッケージを発表し、上限価格以下で販売された貨物の輸送と関連の海事サービスに対する例外措置を盛り込みました。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2022:259I:FULL&from=EN>

2022年12月3日、EU理事会は石油のプライスカップ制度を実施するための上限価格を決定しました。<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2367>

また、2022年12月3日、EU委員会は、プライスカップ制度の解釈についてFAQ(よくある質問)を発表しました。[Questions and Answers: G7 agrees oil price cap \(europa.eu\)](#)

2023年2月4日、EUは、CNコード2710に該当するロシア原産の石油製品の上限価格の設定に関する決定を発表しました。
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/04/euagrees-on-level-of-price-caps-for-russian-petroleum-products/>

同日、EUはよくある質問(FAQs)を更新し、石油製品のプライスカップ制度の運用に関するガイダンスを発行しました。
https://finance.ec.europa.eu/system/files/202302/guidance-russian-oil-price-cap_en.pdf

EUのプライスカップ制度は、米国や英国の制度とほぼ同様ですが、EUの現行法を反映し、いくつか重要な違いがあります。

EUのプライスカップ制度の適用期間は、英米の法律よりも長くなっています。EUの制度では、石油が第三国の目的地で通関した後、「...非特惠原産地規則に沿って実質的に別の商品に変換されることなく、(すなわち、精製されることなく)再び海上輸送されるようになった場合」であっても、このプライスカップ制度は適用されます。

ここでも、当事者は貨物価格について適切な宣誓書(Attestation)を取得することが求められており、その内容はどのTierに該当するかによって異なります。各Tierの定義は、英国や米国で採用されているものと同様、船主とP&IクラブはTier3に該当すると認識されています。

FAQには、次のような記載があります。「価格情報に直接アクセスできないEUの事業者は、適切なデューデリジェンスを行った上で、合理的に宣誓書を信頼した場合、その宣誓書が偽造されたり、違法な者によって提供された場合、EU事業者は、誠実に行動していれば、プライスカップ規制に違反しているとはみなされないだろう」。

2023年2月9日

プライスキャップ取引の当事者は、その記録を5年間保存することが義務付けられています。

EU規則833/2014の第3n条7項では、プライスキャップを超える価格で石油を輸送していることが判明した船舶への金融・技術サービスの提供を、永続的に禁止するよう見えたため、どのように解釈されるか懸念されていました。この条項の解釈については、FAQ 32~34に記載されており、EU域外の船舶に関しては、そのような禁止はプライスキャップ制度を意図的に破った場合に限り、その後の航海に対する海上・技術サービスの提供の禁止は、ロシアの貨物にのみ適用され、90日の期間適用されると説明されています。第3n条7項に違反したEUの船舶は、関連する加盟国の法律に従って対処されることになります。

経過措置

英・米・EUの3議会とも、プライスキャップ制度開始時にロシア産原油を輸送している船舶に対し、2023年1月19日までの45日間の段階的縮小期間(Winddown period)を設けることを規定しています。この事業縮小期間の開始と終了の正確なタイミングは、3つの司法管轄区で若干の違いがあります。

英国の法律では、P&Iクラブは、2022年12月5日12時1分(GMT)以前にロシア産原油を積み込んだ船主や用船者が、2022年12月5日05時1分以前に貨物を完全に積み込み、2023年1月19日05時1分以前に荷揚げされることを確認する日付証明書(Date Attestation)をクラブに提供する場合のみ、カバーを提供することができます。

クラブが引続き保険カバーを提供できるように、現在ロシア産原油を輸送している船主および用船者は、本回覧の附属書Iに記載された宣誓書(Attestation)のフォームに記入し、早急にクラブに送付していただき、この要件に準拠する必要があります。

上記3つの議会はすべて、プライス・キャップ制度の施行時点で、ロシアの石油製品を輸送する船舶に対して、2023年4月1日に完了する段階的縮小期間を設けています。

各P&Iクラブは、英国法に基づき、2023年2月5日05時01分(GMT)以前にロシア産石油製品を完全に積載し、2023年4月1日05時01分(GMT)以前に荷揚げすることを確認する日付入り宣誓書(A Date Attestation)を、船主および/または用船者がクラブへ提出した場合に、2023年2月5日12時01分(GMT)以前にロシア産石油製品を積載した船主および/または用船者に保険を提供することができます。

クラブが引続き保険カバーを提供できるように、現在ロシア産石油製品を輸送している船主および用船者は、本回覧の附属書Iに記載された宣誓書(Attestation)のフォームに記入し、早急にクラブに送付していただき、この要件に準拠する必要があります。

必要な宣誓書(Attestation)の書式

船主は、英・米・EUの3管轄区域のすべてにおいてTier3に該当するとみなされています。船主は、契約上の相手方(通常、用船者)から、相手方が上限価格を超える原油又は石油製品を購入しないことを約束する契約上の確約を得なければなりません。そのような誓約書は、単独の文書である場合もあれば、広範な契約書に含まれている場合があります。

これら3管轄区域とも、個別契約に導入できる宣誓書の文案を提供しています。

2023年2月9日

用船者は、売買契約における役割に応じて、Tier 3 または Tier 2 に該当する可能性があります。例外的に、特に売買契約の当事者である場合や、売買契約から直接利益を得るような場合には、Tier1 に該当する可能性もあり、その場合には、宣誓書の義務はより厳しくなります。Tier 2 該当者としては、契約上の価格の詳細を入手し、要求に応じて他の当事者が利用できるようにすることが求められます。その情報が入手できない場合には、プライスカップを超える石油を購入しないことを確約する必要があります。Tier 1 の取引先が、英国の管轄下にある場合などには、追加の報告義務などが適用されることもあります。

記録の保管

3 つ管轄区域は、いずれもプライスカップ制度に参加する当事者に記録の保管を義務付けています。英国の場合は 4 年間、米国と EU の場合は 5 年間、記録を保管しなければなりません。記録の保管の程度は、プライスカップ取引における当事者の立場、すなわち Tier 1、2、3 のいずれに該当するかによって決まります。

クラブの保険カバー

国際グループの各クラブは、クラブ・ルールに従い、ロシア産原油または石油製品の輸送を合法的に行う船舶に保険カバーを提供することができます。このような合法的な運送に従事するために、クラブ加入の船主または用船者の皆様は、すべてのプライスカップ制度の要件を完全に遵守し、適切なデューデシリジエンスを実施し、宣誓書のプロセスを完全に遵守する必要があります。

メンバーの皆様がロシア産原油または石油製品を輸送する際には、3 管轄区域のすべての要件に注意する必要があり、航海を行うために依拠する宣誓書のコピーを P&I クラブに提供する準備をしていただく必要があります。

各 P&I クラブは、プライスカップ制度を遵守するために、船主または用船者が提供したプライスカップ宣誓書が虚偽であると疑われる合理的な理由がある場合、あるいは航海開始後に貨物がプライスカップを超えた価格で販売された場合、保険カバーを停止することが求められています。

いかなる状況においても、クラブの保険カバーはプライスカップ制度を厳守することを条件としています。英国および米国の法律が適用される P&I クラブは、プライスカップ制度の違反が疑われる場合には、それぞれの規制当局に通知する義務を負っています。

メンバーの皆様は、2022 年 12 月 5 日 05 時 01 分(GMT) から、プライスカップ制度に係るロシア産原油貨物に対する P&I カバーは、供給または引渡される原油の単価がプライスカップ以下であることを条件とすることに注意していただく必要があります。

メンバーの皆様は、2023 年 2 月 5 日 05 時 01 分(GMT) から、プライスカップ制度に係るロシア産の石油製品貨物に対する P&I カバーは、供給または引渡される石油製品の単価が適用されるプライスカップ以下であることを条件とすることに注意していただく必要があります。

プライスカップ制度に従い、ロシア産原油または石油製品を輸送しようとする船主および用船者のメンバーの皆様は、本回覧の附属書 II に記載されている宣誓書の様式に必要事項を記入し、できるだけ早くクラブに返送する必要があります。

2023年2月9日

ロシア産の燃料油

補油を検討している船主および用船者のメンバーの皆様は、ロシアまたはその他の場所でロシア原産の燃料油を補給することの合法性について明確にしておくことをお勧めします。EU および英国の規制及びガイダンスに関して、現在の状況は完全には明確ではありません。特に船舶の燃料油の成分の種類は通常 CN 2710 に該当するため、結果として価格上限の対象となるからです。国際グループは現在、関連規制当局からの説明を求めています。また緊急時の保険カバーにつきましては追ってガイダンスを発行する予定です。

緊急時の保険カバー

プライスカップに関する法律は、制裁により海上での緊急事態への対応が妨げられないようにする必要性を認識しているようです。英国の法律には、人間の健康や安全、インフラ、環境に対する危害の防止や軽減を支援する海上での緊急事態に対処する人の活動に対する例外規定があります。おそらく範囲は狭いものの、同様の規定はEUの法律にもありますし、米国の General Licence No.57 は、船員の健康や安全、環境保護に関する船舶の緊急事態への対応に伴って必要となる海事関連サービスの取引を許可しています。

国際グループの各クラブは、CLC、バンカー条約や船骸撤去に関するナイロビ条約の各条約に従って発行されたブルーカードに基づき、海難事故の第三者被害者（沿岸国を含む）に対する直接的義務に留意しており、クラブが海難事故による被害の防止と軽減に関して第三者からの請求に対応する必要があるということを認識していただきたいと思っています。

しかしながら、クラブメンバーの皆様は、違法な輸送を伴う航海に関して、クラブがブルーカード上の義務を免除された場合に、クラブはその費用をメンバーから回収する権利があることについて、ご留意いただかなくてはなりません。

リスク

EU、G7 とオーストラリアを含む同志国が推進するプライスカップ制度は、独自のコンプライアンス上の課題を提起しています。

ロシアはプライスカップ制度に反対しており、貨物の原産地を混同したり、不明瞭にするために、虚偽の書類を作成したり、複数の船から船舶間移送を利用することで制裁を逃れようとする試みが、一般的になるリスクがあります。

船主や用船者の皆様は、適切なデューデリジエンスを尽くしていただき、表面上有効な宣誓書を入手すれば、いかなる法律にも違反しませんが、保険者、再保険者、旗国、銀行などの海事関連サービスや技術支援を提供する者は、プライスカップが遵守されていないと疑うに足る妥当な理由がある場合には、そのサービスを停止する義務を負っているのです。

船積み後に違反が確認された場合、当局が貨物の最良の処分方法を決定するまでの間、船舶が無保険で、かつ通常の銀行サービスを利用できないまま長期間放置される可能性があります。

国際グループのすべてのクラブは同様の回覧を発行しています。

UK P&I クラブ 日本支店